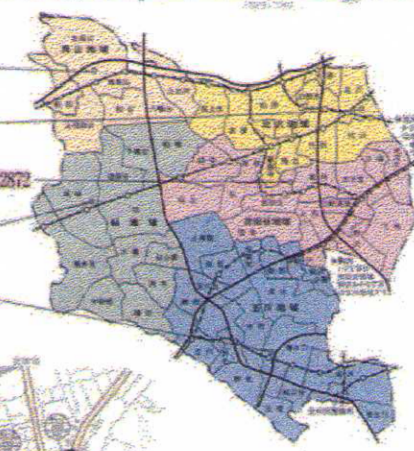


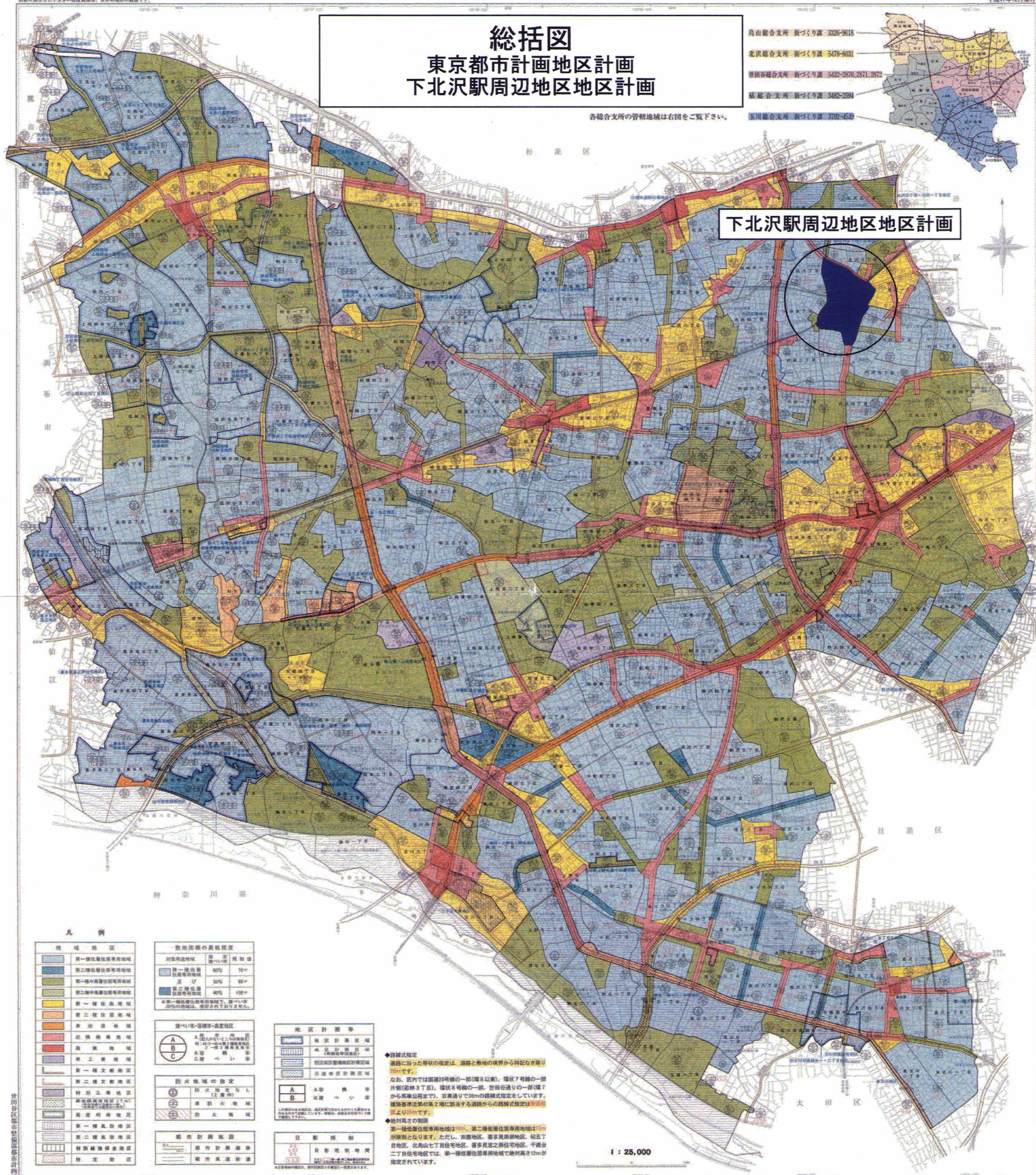
総括図 東京都市計画地区計画 下北沢駅周辺地区地区計画

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

- 高田総合支所 新づくり課 3325-9615
- 北沢総合支所 新づくり課 5478-8031
- 東横総合支所 新づくり課 5432-2870, 2871, 2872
- 森総合支所 新づくり課 3482-2594
- 玉川総合支所 新づくり課 3702-4533



下北沢駅周辺地区地区計画



凡例

第一種住居専用地域
第二種住居専用地域
第三種住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
商業地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
第一種工業地域
第二種工業地域
特別立寄地域
緑地
高度利用地域
第一種風防地区
第二種風防地区
特別緑地保全地区
特定地区

一帯地帯の長尺指定

対象用途地	幅員	規制値
第一種住居	幅員 40m	70%
第二種住居	幅員 30m	60%
第三種住居	幅員 20m	50%

種別・等級・高度地区

A	第一種住居専用地域
B	第二種住居専用地域
C	第三種住居専用地域

防火地域の指定

①	防火地域
②	準防火地域

都市計画道路

①	第一種都市計画道路
②	第二種都市計画道路
③	第三種都市計画道路

地区計画等

①	地区計画区域
②	特別地区
③	特別地区
④	特別地区

日照規制

①	日照規制区域
②	日照規制区域

●建ぺい率
道路に沿った建ぺい率は、道路と敷地の境界から特記なき限り50%です。
なお、区内では道路沿線の一部(幅員30m以下)、幅員7号線の一部(幅員7号から幅員10号まで)、幅員通り30mの幅員を定めています。建築基準法第42条之2に該当する道路からの建ぺい率は50%以上です。

●建高制限
第一種住居専用地域は10m、第二種住居専用地域は12mが制限となります。ただし、商業地域、準工業地域、緑地、特別立寄地域、北沢山七丁目住宅地区、準多層住宅地区、平瀬台二丁目住宅地区では、第一種住居専用地域で絶対高さ12mが指定されています。

1 : 25,000

本図に示す種別地区等の計画は、その時刻を示すもので、詳細については、東京都都市計画課または、各総合支所(新づくり課)に問い合わせることで確認してください。
日照規制区域については、東京都都市計画課(新づくり課)に問い合わせることで確認してください。